



コロナ対策 市長給与を減額

副市長など特別職も 来年3月まで 効果額は400万円に

市は、コロナ対策の財源に充てることを目的に、市長など特別職の給与を減額する。すでに実施している減額措置からさらに割合を引き上げるもので、市長の場合は現行の20%から30%に引き上げられる。期間は5月1日～令和3年3月31日で、今回の減額割合のさらなる引き上げ措置による効果額は404万8000円。

- ★対象は市長、副市長2人、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員の計7人。
- ★特別職の給与はすでに減額措置が行われており、今回はさらにその割合を引き上げるもの。市長の場合は現行の20%から30%となり、月額当たり約11万円のさらなる減額となる。
- ★実施期間は5月1日～令和3年3月31日の11か月間。今回の減額措置による効果額の総額は404万8000円で、コロナ対策に財源として活用する予定。なお、本来額と比較すると1214万3000円の効果額となる。
- ★今回の減額措置は、4月閉会議会（4月30日）に特別措置条例案を提出する。

職	本来額 (月額)	現行の減額措置		今回の減額措置	
		減額割合	措置後額	減額割合 (引上げ後)	措置後額
市長	1,125,300円	20%	900,240円	30%	787,710円
副市長（2名）	979,000円	10%	881,100円	15%	832,150円
教育長	875,600円	7%	814,308円	10.5%	783,662円
上下水道事業管理者	875,600円	7%	814,308円	10.5%	783,662円
病院事業管理者	875,600円	7%	814,308円	10.5%	783,662円
常勤の監査委員	635,800円	5%	604,010円	7.5%	588,115円

<お問い合わせ>

職員課 ☎ : 072-841-1290 FAX : 072-846-2271